

資料

1 長浜市高齢者保健福祉審議会提言書

令和6年2月2日

長浜市長 浅見 宣義 様

長浜市高齢者保健福祉審議会
会 長 松井 善典

「第9期ゴールドプランながはま21」(案)の提出について (長浜市高齢者保健福祉計画・長浜市介護保険事業計画)

長浜市高齢者保健福祉計画・長浜市介護保険事業計画は、それぞれ老人福祉法、介護保険法に基づく法定計画であり、長浜市総合計画の個別計画に位置付けられるとともに、関連する各種計画と相互に結びつけられたものです。

このたび、第9期となる次期計画の作成にあたり、社会構造、地域コミュニティ、社会保障政策といった高齢者を取り巻く環境の変化や、令和4年度に実施した各種実態調査をふまえ、「長浜市高齢者保健福祉審議会」として、幅広い視点から多くの議論を重ね、ここに計画案をとりまとめました。

本計画は、住み慣れた地域で自分らしく生活するために、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の体制整備、住み慣れた住民のみならず住みづらさを感じているが声を上げられない人たちを地域の多様な主体が代弁し擁護するなどしてともに支え合う「地域共生社会」の実現に向けた計画として、人口減少社会、超高齢社会の進展を見据えたものとなっています。

第9期計画における新たな取り組みとして、目標の達成に向けて位置付けている事業や施策を着実に推進し、目指す姿に到達できるよう、施策づくりの論理構造であるロジックモデルに基づき施策を組み立てた上で、成果の達成状況の評価指標の設定を行いました。また、広い長浜市の中で設定している10の日常生活圏域ごとに、地域の特性をとらえ目指す方向性と取組について詳述を進めました。

つきましては、市政運営にあたっては、本案を踏まえ、計画の理念である「みんなで支え合い いきいきと暮らせる あたたかな長寿福祉のまち」を目指し、市民の声や地域の実情を不断にくみ取り、本計画期間終期の2026年はもとより、中長期の視野に立った各種事業の推進をお願い申し上げます。

①地域のつながりで支え合い、安心して暮らせる体制の整備

高齢化率の高まり、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加が見込まれる中、人々が様々な生活課題を抱えながらも地域で自分らしく暮らしていけるような支え合いの体制が必要です。

コロナ禍により低調となった地域のつながりを取り戻し、誰もが気軽に交流を深め、孤立を防ぎ、仲間や楽しみを見つけられる地域の居場所づくりや、緊急時や頻発する大規模災害における安心安全に向けた関係者や機関をつなぐネットワークの強化、そしてこれらの推進において核となる地域福祉を支える担い手の発掘・確保・育成により一層取り組んでください。

②市民が自身の健康を意識し、生きがいを持って暮らせるまちづくり

健康でいきいきとした生活を送るためには、市民一人ひとりが自分の健康状態を自覚し、主体的に健康づくりに取り組むこと、また他者や社会との関わりを継続することが重要です。

2025 年に開催が決定している滋賀県での「国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会」も契機として、民間企業や各種団体との連携、ＩＣＴ機器の活用といった様々な手法で、健康づくりに取り組やすい環境整備を進め、健康寿命の延伸を目指し、いつまでも生きがいを持って暮らせるまちづくりに取り組んでください。

③安心して暮らせる地域包括ケアシステムの推進

高齢者が人生の最期まで自分らしく暮らし続けるための地域包括ケアシステムの構築及び推進は、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものです。

生活を支える様々なサービスの確保や在宅医療と介護の連携、地域包括支援センターの充実を通じた相談・支援体制の強化、高齢者の人権を守るための権利擁護の制度活用や高齢者虐待防止などに引き続き取り組む必要があります。また広い長浜市の日常生活圏域においては個別の課題と地域資源の違いが存在します。

今後も、複雑多様化し増加を続ける様々な課題に対し、制度や分野の枠組みを超えた連携を通じた包括的な支援体制の構築に向けた市全体と１０の日常生活圏域ごとの取り組みを推進するようお願いいたします。

④認知症のある人が共生できる地域社会の推進

認知症のある人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現に向け、認知症基本法が成立、令和６年１月に施行されました。

本計画においても、法令の趣旨及び今後示される国の認知症施策推進基本計画に則り、認知症に対する知識の普及や認知症予防、早期発見・早期対応の体制づくりや介護者への支援、生活のあらゆる場面で障壁をなくす認知症バリアフリーや本人の意見等発信支援などに幅広く取り組み、市民がその実現と成果を感じ安心して最期まで暮らせる市になるようお願いします。

⑤持続可能な介護保険制度の運営

後期高齢者人口が増加していく一方、それを支える現役世代は減少していくことが見込まれており、介護サービス費の増大や介護人材不足が深刻な課題です。介護を担う人材の安定的な確保・育成や介護職の負担軽減が重要となっています。新たな人材を確保するための不断的努力や、今働いている人材の定着支援と成長支援の策を関係する団体と連携しながら支えてください。

介護保険制度についての市民への正しい制度理解の促進、必要な介護サービスの確保やケアプランの点検・指導により適切な介護保険制度の運営に努めつつ、介護・福祉人材確保に向けた取組について危機感を持った推進をお願いします。

2 高齢者保健福祉審議会

(1) 高齢者保健福祉審議会規則

(平成 25 年 10 月 1 日規則第 74 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、長浜市附属機関設置条例（平成 25 年長浜市条例第 27 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、長浜市高齢者保健福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 条例第 2 条第 2 項に規定する審議会の所掌する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 長浜市介護保険事業計画の検討に関する事。
- (2) 長浜市高齢者保健福祉計画の検討に関する事。
- (3) 長浜市介護保険事業の運営に関する事。
- (4) その他長寿社会対策に関し市長が必要と認める事。

(委員)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。この場合において、委員の性別構成は、男女いずれも委員の総数の 10 分の 4 以上とすることに努めるものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 被保険者代表（公募により市長が選任した者を含む。）
- (5) 費用負担関係者
- (6) 行政関係者
- (7) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、会議の招集は市長が行う。
- 2 会長は、会議の議長となる。
 - 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 5 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。
 - 6 会長は、協議会の議事が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委員に書面を送付し審議することをもって会議に代えることができるものとする。
 - (1) 軽微の決定を要する事項
 - (2) 緊急の決定を要する事項
 - (3) 既決事項の軽微な変更
 - (4) 会長が特に必要と認めたとき。
 - 7 前項の規定による協議会の議事は、委員が提出した書面評決書の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会及び部会)

- 第6条 条例第4条の規定に基づき、審議会に次に掲げる組織を置く。
- (1) 長浜市地域密着型サービス運営委員会
 - (2) 長浜市支え合いの地域づくり推進委員会
 - (3) 審議会において設置することを必要と認めた部会
- 2 前項各号に掲げる組織の委員は、第3条第1項の規定により委嘱若しくは任命された委員又は条例第3条に規定する専門委員その他の臨時の委員のうちから会長が指名する。
- 3 第1項第3号に規定する部会の組織、運営等に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(地域密着型サービス運営委員会)

- 第7条 長浜市地域密着型サービス運営委員会（以下「密着委員会」という。）の所掌する事務は、次に掲げるものとする。
- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業及び法第8条の2第14項に規定する地域密着型介護予防サービス事業（以下「地域密着型サービス事業等」という。）を行う事業者の選考に関すること。
 - (2) 地域密着型サービス事業等を行う事業者の指定、指定の拒否及び指定の取消しに関すること。
 - (3) 地域密着型サービス事業等に係る事業者の指定基準及び費用の額に関すること。
 - (4) 地域密着型サービス事業等の実施状況の評価に関すること。
 - (5) その他地域密着型サービス事業等の適正な運営に関し市長が必要と認めること。
- 2 密着委員会の委員は、10人以内とし、市長が委嘱又は任命する。
- 3 密着委員会に委員長を置き、委員長は、密着委員会の委員の互選により定める。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、密着委員会の委員のうちからあらかじめ委員長が指名する者がその職務を代理する。

- 5 第5条の規定は、密着委員会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「密着委員会」と、「会長」とあるのは「委員長」と、「委員」とあるのは「密着委員会の委員」と読み替えるものとする。
- 6 密着委員会の委員の利害に関する事項の審議を行う場合は、密着委員会の決定により、当該委員を審議に参加させないものとする。
- 7 第1項第1号及び第2号に規定する事務を議事とする密着委員会の会議は、非公開とする。
- 8 審議会は、密着委員会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(支え合いの地域づくり推進委員会)

第7条の2 長浜市支え合いの地域づくり推進委員会（以下「支え合い委員会」という。）の所掌する事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第115条の45第2項第5号に規定する事業（以下「生活支援体制整備事業」という。）に関して、市域全体の法第115条の45に規定する事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）の推進方策について検討を行うこと。
 - (2) 生活支援体制整備事業に関わる多様な主体間の情報の共有、連携及び協働による資源開発等を推進するため、情報共有及び連携強化を行うこと。
 - (3) その他介護予防・日常生活支援総合事業の体制整備に関し必要な事項
- 2 支え合い委員会の委員は、20人以内とし、市長が委嘱又は任命する。
 - 3 前条第3項から第6項まで及び第8項の規定は、支え合い委員会の会議について準用する。この場合において、「密着委員会」とあるのは「支え合い委員会」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、健康福祉部長寿推進課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年4月1日規則第59号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年7月1日規則第60号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年4月1日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

(2) 長浜市高齢者保健福祉審議会委員名簿

(任期：令和4年8月1日から令和7年7月31日まで) <敬称略>

№	種 別	所属団体等	氏 名	備 考
1	学識経験者	敦賀市立看護大学	畑 野 相 子	副会長
2		滋賀県立長浜北星高等学校	松 井 秀 徳	
3	保健医療関係者	(社)湖北医師会	松 井 善 典	会長、密着委、支合委
4		(社)湖北歯科医師会	川 崎 傳 男	R5.11.30 まで
			澤 秀 樹	R5.12.1 から
5		(社)湖北薬剤師会	西 井 伸 善	
6		長浜市健康推進員協議会	瀧 澤 順 子	
7	福祉関係者	長浜市民生委員児童委員協議会	川 崎 昊	密着委、支合委 R4.11.30 まで
			藤 森 忠 夫	密着委、支合委 R4.12.1 から
8		(公社)滋賀県社会福祉士会	中 村 真 理	
9		(福)長浜市社会福祉協議会	大 橋 知 子	密着委員長
10		長浜市ボランティア連絡協議会	橋 本 洋 子	支合委 R5.3.3.1 ま で
			布 施 みさ恵	支合委 R5.4.1 から
11		湖北地域介護サービス事業者協議会	山 岡 健 一	密着委
12			有 村 剛	
13		長浜市高齢者介護相談員	松 岡 時 代	R5.3.3.1 まで
			森 川 つる代	R5.4.1 から
14		湖北認知症の人を支える家族の会いぶきの会	伊 吹 清 栄	密着委、支合委
15		滋賀県介護・福祉人材センター	中 村 勝 弘	R5.3.3.1 まで
			堤 泰 助	R5.4.1 から
16	被保険者代表	長浜市老人クラブ連合会(第1号被保険者)	吉 村 三 津子	密着委、支合委
17		公募委員(第1号被保険者)	山 形 哲 夫	
18		公募委員(第1号被保険者)	茂 見 ミチヨ	支合委
19		公募委員(第1号被保険者)	三 宅 清 子	
20		公募委員(第2号被保険者)	北 川 奈 央	支合委
21	行政関係者	滋賀県湖北健康福祉事務所	梶 山 隆 司	密着委
22	その他市長が必要と認めた者	長浜市連合自治会	川 瀬 良 次	支合委 R5.4.30 まで
			中 川 弘 之	支合委 R5.5.1 から
23		(公社)長浜市シルバー人材センター	藤 田 美 恵子	支合委

1	専門委員	大谷大学	山 下 憲 昭	支合委
2		西黒田きんたろうサポート会	藤 居 昇	支合委 R5.6.21 まで
			橋 本 文 男	支合委 R5.6.22 から
3		余呉元気かい	三 段 崎 静 子	支合委
4		浅井福祉の会	伊 藤 英 司	支合委
5		西浅井ふくしの会	安 原 秀 男	支合委員長
6		(福)長浜市社会福祉協議会	山 岡 伸 次	支合委
7		長浜市健康福祉部	宮 川 芳 一	密着委 R5.3.31 まで
			山 口 百 博	密着委 R5.4.1 から
8		長浜市健康福祉部長寿推進課	大 塚 宏 未	密着委

注釈：1 「密着委」…「長浜市地域密着型サービス運営委員会」

注釈：2 「支合委」…「長浜市支え合いの地域づくり推進委員会」

3 計画策定の経過

年月日	事 項	内 容
令和3年4月	第8期「ゴールドプラン ながはま21」期間開始 (令和3～5年度)	○高齢者保健福祉審議会(第8期委員) (令和3年度:会議2回)
令和4年 5月9日	庁内会議	○庁議において 計画策定作業着手について報告
5月19日	市議会	○健康福祉常任委員会において 計画策定作業着手について報告
8月25日	■第1回 高齢者保健福祉審議会	○役員選出 ○高齢者保健福祉事業の取組について ○介護保険事業の状況について ○第9期ゴールドプランながはま21の策定について
11月10日	■第2回 高齢者保健福祉審議会	○第9期ゴールドプランながはま21の策定について ○認知症施策の推進について ○地域における介護予防・社会参加活動の充実について ○支え合いの地域づくり推進委員会について
令和4年 12月5日 ～ 令和5年 3月31日	在宅介護実態調査の実施	○高齢者等の適切な在宅生活の継続及び就労継続の実現 に向けた介護サービスのあり方にかかる調査を実施 ・要介護、要支援認定の更新申請もしくは 区分変更申請による認定調査を受けられた人 ・郵送、訪問による ・有効回収数 603 件(回収率 57.2%)
12月19日 ～ 令和5年 1月13日	高齢者実態調査の実施	○健康状態や日常生活の状況、高齢者福祉・介護保険に 対する意見等について実態調査を実施 ・調査対象者 65歳以上の市民(要介護認定者以外) 8,087 件 ・配布・・・郵送 ・回収・・・郵送、電子メール ・有効回収数 5,052 件(回収率 62.5%)
令和5年 1月12日 ～ 1月31日	高齢者保健福祉の推進に 関する調査の実施	○地域で認知症の人とその家族を支え合う体制を構築す るための調査を実施 ・調査対象者(有効回収数) 1 介護支援専門員 (106 件) 2 診療所及び病院の医師 (86 件) 3 訪問看護師・介護職 (173 件) 4 介護サービス事業運営法人 (59 件) ・配付・・・郵送、訪問 ・回収・・・郵送、インターネット

年月日	事 項	内 容
2月9日	■第3回 高齢者保健福祉審議会	○長浜市の介護サービスの現状について ○介護・福祉人材の確保・定着・育成について ○医療と介護の連携強化、自立支援・重度化防止の取組の推進について ○保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金について ○令和5年度 新規事業 ○介護保険制度の見直しに関する意見（国の動向）
4月11日	地域包括支援センター ヒアリング調査	○グループインタビュー形式 参加者5人
4月19日	介護支援専門員 ヒアリング調査	○グループインタビュー形式 参加者9人
6月21日	■第4回 高齢者保健福祉審議会	○高齢者保健福祉事業の取組について ○第9期ゴールドプランながはま21の策定について（各種実態調査の結果について、施策の体系（案）について） ○長浜市の現状について
6月28日	庁内会議	○庁議において 計画策定の経過報告 下記と同様
7月20日	市議会	○健康福祉常任委員会において 計画策定の経過報告 ・施策の体系案について ・高齢者実態調査等の実施結果について
8月23日	■第5回 高齢者保健福祉審議会	○第9期ゴールドプランながはま21の策定について（計画素案審議） ○介護保険事業の状況について ○支え合いの地域づくり推進委員会について ○認知症基本法案の概要について ○介護保険事業計画策定に係る国の動向について
9月19日 ～ 9月28日	庁内意見照会	○庁内全部局に向け、計画素案の公表及び意見募集 ・意見件数5件（2部署）
10月18日	県ヒアリング	○第8期計画の進捗管理に関すること ○第9期計画作成に関すること
10月25日	■第6回 高齢者保健福祉審議会	○第9期ゴールドプランながはま21の策定について（計画素案審議） ○前回審議会終了後にいただいた素案へのご意見等及び対する考え方等について ○庁内各課から素案に寄せられた意見と対する考え方等について
11月15日	庁内会議	○庁議において パブリックコメント実施の報告

年月日	事 項	内 容
12 月 12 日	市議会	○健康福祉常任委員会において パブリックコメント実施の報告
12 月 15 日 ～ 令和 6 年 1 月 15 日	計画案の公表及び意見募集 (パブリックコメント)	○第 9 期ゴールドプランながはま 21 (案) の公表 及び市民意見募集 ＜意見提出者 1 人、意見件数 7 件＞ ・広報ながはまに意見募集案内 ・計画 (案) の市ホームページでの掲載と 担当課窓口、情報公開コーナーへの配置
令和 6 年 1 月 30 日	■第 7 回 高齢者保健福祉審議会	○第 9 期ゴールドプランながはま 21 の策定について ○パブリックコメントの結果について ○介護保険料について
2 月 2 日	市長へ提言	○計画案を市長へ提出、策定に対する要請
2 月 26 日	市議会	○第 9 期ゴールドプランながはま 21 策定、 介護保険条例の一部改正に関する議案を提出
3 月 13 日	市議会	○健康福祉常任委員会において 介護保険条例等の改正、計画策定について説明
3 月 22 日	策定	○第 9 期ゴールドプランながはま 21 策定

4 用語説明

あ行	
用語	内容
アクティブシニア	元気で就労の意欲にあふれ、豊かな経験と知識を持った高齢者。
アセスメント	「評価」「査定」「判断」という意味。対象者の希望や状態、環境などの情報を集めて分析し、解決すべき課題を明確にすること。
アプリ（アプリケーション）	パソコンやスマートフォン上で動作するよう特定の目的をもって開発された専用のプログラム。
ICT	“Information and Communication-Technology”（情報通信技術）の略。インターネットや携帯情報端末などのコンピュータ関連の技術を総称したもの。
移動販売	車両に食品や日用品を乗せて売って回り、高齢者をはじめとする買い物が困難な方への生活の支えとして、全国各地で広がりを見せている事業形態。市内では令和5年度から、1社が新規に事業を開始しており、さらなる参画が期待されている。
命のバトン	かかりつけの病院やいつも飲んでいる薬などを記載した情報用紙を入れた容器を冷蔵庫に保管し、ひとり暮らしの高齢者やしょうがいのある人などが急病で倒れた際、かけつけた救急隊員などがその情報を確認することで、いち早く適切な救急活動につなげるためのもの。
インフォーマルサービス	近隣や地域社会、ボランティア等が行う援助活動で、公的なサービス以外のもの。対象者の置かれた環境や状況に応じた柔軟な取組が可能である点が特徴。法律等の制度に基づいて国や地方自治体が行う福祉、会議等のサービスをフォーマルサービスと呼ぶが、その対語となる。
ACP	“Advance Care Planning”（アドバンス・ケア・プランニング）の略。 将来もし自分に意思決定能力がなくなっても、自分が語ったことや、書き残したものから自分の意思が尊重され、医療スタッフや家族が、自分にとって最善の医療を選択してくれるだろうと本人が思えるようなケアを提供すること。
ADL	“activities of daily living”（日常生活動作）の略。人間が毎日の生活を送るための基本的動作群のことであり、具体的には、①身の回り動作（食事、更衣、整容、トイレ、入浴の各動作）、②移動動作、③その他（睡眠、コミュニケーション等）がある。
エンディングノート	自分が亡くなった時や、意思疎通が出来なくなった時に備えて、治療や介護、葬儀などについての自分の希望や、家族への伝言、連絡すべき知人のリストなどを記しておくノート。遺言状と異なり、法的な拘束力はない。本市では、長浜米原地域医療支援センターが中心となって作成しており、普及啓発に努めている。
オンラインサロン	インターネットサービスを利用して開催され、自宅のパソコンやスマートフォンを使って他の参加者と交流するもの。

か行	
用語	内容
介護人材	本計画では、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所や介護保険施設に従事する介護職員、介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員など、高齢者の介護に従事する人。介護人材には、日本国内の介護職や介護福祉士などの資格を持つ人だけでなく、特定技能「介護」という在留資格で、日本で働く外国人も含まれる。
介護相談員	市長の委嘱を受け、サービス事業所等を訪問し、介護サービスに関する苦情又は相談に応じる。介護サービス利用者の疑問、不満や心配ごとの解消を図るとともに、サービス事業者にサービス提供等に関する提案等を行うことにより、介護サービスの質的向上を図ることを目的とする。
介護ロボット	介護される人の自立支援や介護者の負担の軽減に役立つ介護機器のこと。
通いの場	地域の高齢者が集い、介護予防に効果的な体操や趣味活動等を行う場所のこと。
きゃんせ体操	いきいきと自分らしい生活が送れるようにと、本市が市内の専門職らと協働して作成したご当地体操。主に足腰の筋力を鍛える体操で、ウォーミングアップ（準備運動）、ストレッチ（柔軟体操）、筋力トレーニング、クーリングダウン（柔軟体操）から構成される。 内容をリニューアルし、「お口の健康」、「高齢期の食生活」、「頭を使った運動」の内容を取り入れた「ながはま きゃんせ体操2」が作成されている。
居住支援法人	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（通称：住宅セーフティネット法）に基づき、居住支援を行う法人として、都道府県が指定するもの。住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として期待されている。
暮らしの支え合い検討会	地域共生社会の実現をめざした住民主体の地域福祉活動の拡充に向け、地域の困りごとを地域で受け止め、その解決に向けた話し合いをするもの。
ケアマネジメント	介護等の福祉分野で、福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐ手法。本人の希望を尊重し、本人の生活環境や心身状況を踏まえて、多様な介護サービスを組み合わせるプランを作成し、提供する。
ケアマネジャー	介護支援専門員。介護を必要とする人が適切なサービスを利用できるように、高齢者やその家族からの相談に応じたり、関係機関への連絡・調整を行う公的資格を有する者。
経管栄養	胃や小腸にチューブを挿入し栄養や水分を取り込む方法。
健活チャレンジ事業	本市では、市民へIoT対応の健康機器（体組成計、血圧計、活動量計）を無料で貸し出し、市民自らがスマートフォンで気軽に健康管理ができるように支援する事業。
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。
公設の通所介護施設（デイサービスセンター）	市（行政）が開設した、介護が必要な方に、入浴や食事の介助をしたり、レクリエーションやリハビリテーションをして過ごしていただく介護保険施設。市内に9か所あり、各施設とも指定管理者制度で運営している。

か行（続き）	
用語	内容
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	高齢者の加齢に伴う筋力や心身の機能低下に対応した保健事業を、介護予防と一体的に実施することで、住み慣れた地域でいつまでも自立した生活を送るための取組。本市では、令和３年度から各種事業を実施している。
国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会	国民スポーツ大会は、「国民体育大会」から名称の変更があった、毎年、都道府県持ち回りで開催される国内最大のスポーツの祭典。2025年（令和７年）には、本市を含む滋賀県を会場に開催されることとなっている。 全国障害者スポーツ大会は、昭和４０年（1965年）から開催されてきた「全国身体障害者スポーツ大会」と平成４年（1992年）から開催されてきた「全国知的障害者スポーツ大会」を統合した大会として毎年実施される。
こども食堂	食事を通じて、子ども達が、世代にわたりみんなと一緒に楽しく食事をとったり、一緒に遊んだり勉強するなど、自由に立ち寄れる場所。
個別避難計画	在宅の要配慮者の避難を支援するため、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成１８年３月内閣府「災害時要援護者の避難対策に関する検討会」）等を参考に、作成された災害時要配慮者避難支援計画。
湖北地域連携クリティカルパス	湖北圏域内において、急性期病院から回復期病院を経て早期に自宅に帰れるような診療計画を作成し、治療を受ける全ての医療機関で共有して用いるもの。
湖北地域介護サービス事業者協議会	本市と米原市の介護サービス事業者により、介護サービスに関する情報交換、情報の共有、調査研究等を通じて、事業所運営の課題解決を図り、利用者の立場に立った質の高い介護サービスを提供することを目的として発足し、活動を行っている。
さ行	
用語	内容
在宅医療・介護連携	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を一体的に提供することができるように、都道府県あるいは保健所の支援の下、市区町村が中心となって、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進するもの。
サービス付き高齢者向け住宅	2011（平成23）年の「高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）」の改正により創設された登録制度に、登録されている住宅。一定の面積、設備とバリアフリー構造等を有する高齢者向けの賃貸住宅または有料老人ホームであって、高齢者が入居し、状況把握サービス、生活相談サービス等の福祉サービスを受ける。
サニタリーボックス	使用済みの生理用品や尿もれパッドを廃棄するトイレ用のゴミ箱。
サロン	地域住民の心のつながりを深めたり、広げるための場。同じ地域で暮らす住民同士が定期的に集い、交流することによって、お互いに支え合って暮らしていける地域づくりをめざしている。

さ行（続き）	
用語	内容
GPS（ジーピーエス）	“Global Positioning System”（グローバル・ポジショニング・システム）の略。人工衛星（GPS 衛星）から発せられた電波を受信し、現在位置を特定するもの。
事業対象者	介護予防・日常生活支援総合事業を利用するにあたり、日常生活に必要な機能が低下していないかを「基本チェックリスト」で調査し、機能低下していると判定された者のことをいう。
若年性認知症	65 歳未満で発症した認知症のこと。多くの人が現役で仕事や家事をしているので、認知機能が低下することで、様々な場面で支障が出る場合もある。
若年性認知症支援コーディネーター	若年性認知症のある人のニーズに合った関係機関やサービスの担当者との調整役であり、県によって設置されている。
重層的支援体制整備事業	市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する事業が社会福祉法に基づき創設された。（社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号） 各相談支援事業者は、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供などを行う。受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行う。また、受け止めた相談のうち、課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関間の役割分担の整理が必要な事例の場合には、多機関協働事業につなぎ、各種支援機関等と連携を図りながら支援を行うこととしている。
処遇改善加算	介護職のためのキャリアアップの仕組みづくりや、職場環境の改善を行った事業所に対して、介護職の賃金を上げるための給付額の加算を行う制度。
自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメントガイドライン	介護保険制度の基本理念を踏まえ、高齢者の自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントの実現に向けた指針。

さ行（続き）	
用語	内容
新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）	平成 27 年 1 月に厚生労働省が関係府省庁と協働して新たに作成した「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」の通称。新プランでは、認知症の人が住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるために必要としていることに的確に応えていくため、①認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進、②認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供、③若年性認知症施策の強化、④認知症の人の介護者への支援、⑤認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進、⑥認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進、⑦認知症の人やその家族の視点の重視の 7 つの柱に沿って施策を総合的に推進していくこととしている。平成 29 年 7 月に一部改定され、数値目標などが見直された。
生活支援コーディネーター	地域での生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者。
生活支援団体（生活支援ボランティア団体）	高齢者になっても住み慣れた地域で暮らしていけるよう、日常の困りごとなどを、地域の身近なボランティアで支援する住民主体の活動。
生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている疾患の総称。生活習慣に起因する疾患として主なものはがん、脳血管疾患、心臓病等。
成年後見	意思能力の継続的な衰えが認められる場合に、その衰えを補い、その者を法律的に支援するための制度。
成年後見・権利擁護センター	「長浜市成年後見権利擁護センター事業実施要綱（平成 26 年告示第 164 号）」に基づき実施。平成 26 年 4 月から長浜市社会福祉協議会に委託して「長浜市成年後見・権利擁護センター」を設置。認知症や知的・精神しょうがいなどにより、福祉サービスの利用手続や日常のお金の出し入れ・支払、財産の管理などで不安のある人に成年後見制度や日常生活自立支援事業の相談、利用手続の支援を行っている。成年後見サポートセンター事業、日常生活自立支援事業、法人後見事業を一体的に実施し、長浜センターと木之本センターの 2 か所で業務を行っている。
た行	
用語	内容
第 1 号被保険者	65 歳以上の人。
多職種連携	在宅医療を推進するにあたり、医療・介護に限らないさまざまな施設・職種等の生活全般を基盤とした連携を構築し、さまざまな専門家が相談し合う体制。医師（かかりつけ医・病院）、歯科医師、薬剤師、訪問看護ステーション、介護支援専門員、居宅介護事業所、栄養士等が情報を共有し、サポートし合うことができる。

た行（続き）	
用語	内容
ダブルケア	子育てと親等の介護の両方に直面する状態。
団塊の世代	昭和 22 年（1947 年）から昭和 24 年（1949 年）までの 3 年間に出生した世代。
団塊ジュニア世代	昭和 46 年（1971 年）から昭和 49 年（1974 年）ごろの第 2 次ベビーブーム時代に生まれた人々。団塊の世代の子どもにあたる世代。
地域の安心見守り活動推進事業	ひとり暮らしの高齢者の孤立死や児童虐待、高齢者や子どもが巻き込まれる事件等が社会問題となる中、地域を見守るネットワークを構築・強化するために、市内で事業を展開されている事業者の方に、高齢者、しょうがいのある人、子ども等の市民に対するさりげない見守り活動を、日常業務の範囲内での実施を要請するもの。
地域ケア会議	地域ケア会議は、個別、日常生活圏域、市域と様々な範囲のものがあ、各々 5 つの機能(①個別課題解決機能、②ネットワーク構築機能、③地域課題発見機能、④地域づくり・資源開発機能、⑤政策形成機能)を連動させ相互に作用し合いながら地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。本市は、個別事例の課題を検討する「個別ケア会議」と、地域に必要な取組を明らかにして施策を立案、提言していく「地域ケア推進会議」の中間に、「生活圏域ケア会議」を設けている。
地域支援事業	要支援・要介護になる可能性のある高齢者を対象に、要支援・要介護状態になることを防止するためのサービスや、要介護状態になった場合でも、できるだけ住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業。
地域づくり協議会	「地域課題の解決」や「地域が必要とする公共サービスの提供」を地域と行政が相談し、役割分担を決め、地域が中心となって実行していく組織として位置付けている団体。市内に 24 地区の協議会がある。
地域包括支援センター	地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた施設。主な業務は、①包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）、②介護予防支援、③要介護状態等になるおそれのある高齢者の把握などで、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が配置されている。
地域密着型サービス	住み慣れた地域で要介護者の生活を支えることを目的として、平成 18 年の介護保険法の改正により新たに設けられたサービス。定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護及び地域密着型通所介護がある。地域密着型サービスの指定及び介護報酬の決定は、保険者である市町村が行う。なお、平成 28 年度から利用定員 18 人以下の通所介護が地域密着型通所介護に移行した。
地区社会福祉協議会	住民による主体的な福祉活動を通して、地域の中の助け合いを育てていくことを目的とする組織。本市では、15 地区で設立されている。別名「福祉の会」

た行（続き）	
用語	内容
チームオレン ジ	市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症のある人の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組み。
中等度程度難 聴	難聴のレベルは、軽度難聴、中等度難聴、高度難聴、重度難聴の４段階があり、このうち中等度難聴は、できるだけ近くで話を聞こうとする、テレビ也大音量でないと聞こえない、周囲の人が何を話しているのか分からない（人とのコミュニケーションがとれない）など日常生活に支障が出るレベルの難聴。
D X	“Digital Transformation”（デジタルトランスフォーメーション）の略。デジタル技術を活用し、人々の生活をより良い状態へ変革すること。
デマンドタク シー	一般のタクシーと異なり、運行時間、運行ルート、乗降場所をあらかじめ定め、利用登録した人からの予約があった時だけ運行するタクシー。同じ時間帯に複数の利用予約がある場合は、乗り合いで利用する。
（国民健康保 険）特定健診	生活習慣病の予防のために、対象者（40歳～74歳）の方にメタボリックシンドロームに着目し行われる健診のこと。
な行	
用語	内容
長浜米原地域 医療支援セン ター	湖北医師会、湖北歯科医師会、湖北薬剤師会、訪問看護ステーション連絡協議機会第6地区支部を構成団体として、4つの病院や行政機関を協力支援機関として在宅医療を支援している。
入退院支援ル ール	入退院に伴い、医療と介護が切れ目なく連携するために湖北圏域で運用している連携ルールのこと。
認知症カフェ	認知症のある人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有しお互いを理解し合う場。地域の状況に応じて、様々な共有主体により実施されている。
（認知症）キャ ラバンメイト	認知症サポーター養成講座を開催し、そこで“講師役”を務める人で、認知症の基礎知識やサポーターの役割を学ぶ講習を企画し、地域に認知症の理解者を増やすボランティアのこと。
認知症ケアパ ス	認知症の発症予防から人生の最終段階まで、生活機能障害の進行状況に合わせ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示したもの。本市では「認知症あんしんガイドブック」として冊子を作成し、周知啓発を行っている。
認知症サポー ター	認知症について正しい知識を持ち、認知症のある人や家族を応援し、誰もが暮らしやすい地域をつくっていく応援者のこと。
認知症疾患医 療センター	都道府県及び指定都市により指定を受け、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症患者に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医相談等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行う医療機関。本市には、セフィロト病院認知症疾患医療センターがある。

な行（続き）	
用語	内容
認知症初期集中支援チーム	医療・介護の専門職が家族の相談等により認知症が疑われる人や認知症のある人及びその家族を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整や、家族支援などの支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うチーム。
認知症地域支援推進員	認知症のある人と家族が、状況に応じて必要な医療や介護等のサービスが受けられるよう、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーター。地域の実情に応じた認知症のある人やその家族を支援する事業を中心となって実施。
認知症日常生活自立度	認知症の高齢者の介護度合いを分類したもの。要介護認定の際に使用される。自立度が高いものからⅠ、Ⅱa、Ⅱb、Ⅲa、Ⅲb、Ⅳ、Ⅴの7段階がある。
認知症高齢者等SOSほんわかネットワーク事業	認知症のある高齢者等が行方不明になった場合、家族等が警察署に行方不明者届を提出された際に、行方不明者の特徴などの情報を地域の協力者にメール配信し、協力者からの情報提供により、早期発見・早期保護につなげる仕組み。
認知症おでかけあんしん保険	認知症のある人のもしもの事故に備える個人賠償保険。市が保険に加入し、認知症のある人の偶発的な事故によって法律上の損害賠償が発生したとき、損害賠償金を保険で補償するもの。本市では、令和4年度から実施している。
認知症施策推進大綱	政府が示した認知症に関する施策の指針で2019年に策定。2025年までを対象期間とし、認知症になっても地域で安心して暮らせる「共生」と、認知症の発症や進行を遅らせる「予防」を車の両輪と位置づけている。認知症のある人や家族の視点を重視しながら、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指すという基本的な考え方に基づいている。
認知症基本法	認知症基本法（共生社会の実現を推進するための認知症基本法）は、令和5年6月に成立した法案であり、認知症のある人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進することを目的とする。令和6年1月に施行された。
認知症バリアフリー	認知症になってもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていけるよう、生活のあらゆる場面で障壁を減らしていくための取組のこと。
認定審査委員	市町村が設置する介護認定審査会に参加する委員で、保健、医療、福祉に関する学識経験者で構成される。市町村長が任命する非常勤の特別職の地方公務員であり、任期は2年。
は行	
用語	内容
ハイリスクアプローチ	ある疾病や要介護状態を発生するリスクの高い人に予防策を講じることによって、その発生防止を目指すアプローチのこと。
8050問題（はちまる・ご一まる問題）	主に50代前後のひきこもりの子どもを80代前後の親が養っている世帯において、孤立化・困窮化に伴う様々な問題が生じていること。ひきこもりの長期化、高齢化から引き起こされる社会問題である。

は行（続き）	
用語	内容
バリアフリー	しょうがい者、高齢者等の社会的弱者が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた事物及び状態。
B M I	“ Body Mass Index ”（ボディ・マス指標）の略。肥満度を表す指標として国際的に用いられている体格指数で、 $[\text{体重(kg)}] \div [\text{身長(m)}]^2$ で求められる。
B P S D（の症状）	“ Behavioral Psychological Symptoms of Dementia ”の略。脳機能の低下を直接示す症状である中核症状に伴って現れる行動症状（暴力、暴言、一人歩き等）や心理症状（抑うつ、不安、妄想等）のこと。
ひきこもり	単一の疾患やしょうがいではなく、さまざまな要因によって社会的な参加の場面が狭まり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態。
避難支援・見守り 見えあい制度	ひとり暮らしの高齢者やしょうがいのある人などから申し出を受け、自治会や防災組織、民生委員児童委員による支援体制をつくるとともに、市と社会福祉協議会が必要な情報を共有する制度。
避難行動要支援者	ひとり暮らしの高齢者や重いしょうがいのある人などで、災害が起きた時に避難情報が伝わりにくく、情報伝達に配慮が必要な人や、避難が必要かどうか自分で判断できない人、避難の準備をひとりですることが難しい人など、避難をする際に支援が必要な人。
びわ湖あさがおネット	病院や診療所、薬局、在宅医療・介護にかかわる機関・施設・事業所の間で、カルテ情報や検査結果、処方情報などの診療情報や介護情報、療養情報を、ICT 技術を用いて共有するシステム。
B I W A - T E K U（ビワテック）	滋賀県内全域で普及が進められている健康増進スマホアプリ。ウォーキングを中心に、コースを巡るスタンプラリーやバーチャルラリーへの参加のほか、各種検診の受診や健康に関する目標を達成することで健康ポイントをためることができる。
福祉委員	身近な地域における住民の生活・福祉課題（困りごと）を見守り活動や声かけ、相談対応しながら早期に発見し、解決に向けて取り組む地域のボランティア。自治会や民生委員児童委員などの関係者・専門職等と連携しながら、課題の解決に向けて取り組む。
フレイル	日本老年医学会が 2014 年に提唱した概念。高齢になるにつれて、筋力や心身の活力が低下していく状態のこと。自立した生活ができなくなる危険性が高い状態で、多くの人が「フレイル（虚弱）」の段階を経て「要介護状態」になるといわれている。適切な治療や予防により、生活機能の維持向上が可能な状態。
防災福祉マップ	災害時を想定し、自治会内の危険となる箇所や避難支援を必要とする要配慮者の情報を地図上に記したもの。自治会ごとに作成し、災害発生時の安全で速やかな避難活動・避難支援活動に活用する。
保険者機能（の強化）	市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組。

は行（続き）	
用語	内容
ポピュレーションアプローチ	高いリスクを持った人と限定せずに、集団全体に予防介入を行うことを通じて、その集団全体におけるリスクのレベルを低下させ、集団全体での疾病予防・健康増進を図る組織的な取組。
ま行	
用語	内容
看取り（在宅看取り）	病人のそばにいて看病をし、死期まで見守ること。
見える化システム	都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システム。介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が本システムに掲載されている。
や行	
用語	内容
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていること。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうこともある。
ユニバーサル・デザイン	「すべての人のためのデザイン」という意味。しょうがいの有無や国籍、年齢、性別などに関係なく、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。ユニバーサルとは「普遍的な」「全体の」という意味。
よりあいどころ	高齢者の社会参加、介護予防及び健康づくりを推進するため、市内で高齢者が寄り合い、生きがいを高める活動を行う拠点。
ら行	
用語	内容
レスパイト	「一時休止」「休息」という意味。レスパイト入院は在宅介護をする介護者の休息をはじめ、病気や冠婚葬祭などの事情により、一時的に在宅介護が困難となる場合の短期入院のこと。

